

高齢者虐待防止法が 施行されます！



平成 17 年 11 月、『高齢者虐待防止法』が成立し、平成 18 年 4 月から施行されます。
虐待を発見した場合、市町村等への通報義務が課せられることになりました。
この法律では、65 歳以上の高齢者に対し

- ・ 身体を拘束する、暴行を加える（**身体的虐待**）
- ・ 心理的な嫌がらせをする（**無視するなど**）、暴言を吐く（**心理的虐待**）
- ・ 食事や飲み物を与えないなど、高齢者を放置する（**介護・世話の放棄・放任、ネグレクト**）
- ・ 性的な懲罰や嫌がらせまたは性的行為の強要（**性的虐待**）
- ・ 高齢者の財産や金銭の無断使用や処分または金銭使用の不当な制限（**経済的虐待**）

などの行為を行うことを虐待と定義しています。

大崎町でも、県のモデル事業として『高齢者虐待防止ネットワーク事業』を昨年 10 月から実施しています。

高齢者の人権擁護のためにもご協力をお願いいたします。

老人福祉バスの運行時刻が 一部変更になります！



平成 18 年 2 月から火曜日（野方西線）の『塗木公民館』～『荒佐バス停前』間の路線一部延長にともない、老人福祉バスの運行時刻が一部変更になります。

詳しい時刻表などは、大崎町役場福祉課または老人福祉センターでご確認ください。

旧			午前便	新		
停留所	時刻			停留所	時刻	
7 加治木堀公民館前	9 : 07	➡		7 加治木堀公民館前	9 : 07	
8 塗木公民館前	9 : 09			8 塗木公民館前	9 : 09	
9 荒佐バス停前	9 : 14			9 塗木四叉路（新）	9 : 11	
		10 荒佐バス停前		9 : 19		
旧			午後便	新		
停留所	時刻			停留所	時刻	
17 荒佐バス停前	15 : 44	➡		17 荒佐バス停前	15 : 44	
18 塗木公民館前	15 : 49			18 塗木四叉路（新）	15 : 51	
19 加治木堀公民館前	15 : 51			19 塗木公民館前	15 : 54	
		20 加治木堀公民館前		15 : 56		

【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 高齢者福祉係 TEL 476 - 1111（内線 143）